

平成 2 8 年 度

一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

生 駒 市

目 次

1	一般会計	1
2	公共施設整備基金特別会計	15
3	介護保険特別会計	19
4	国民健康保険特別会計	27
5	後期高齢者医療特別会計	35
6	下水道事業特別会計	41
7	自動車駐車場事業特別会計	47

一般會計

議案第 4 号

平成 28 年度生駒市一般会計予算

平成 28 年度生駒市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,566,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じ

た場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 市税		17,026,024
	1 市民税	9,228,191
	2 固定資産税	5,953,946
	3 軽自動車税	130,310
	4 市たばこ税	443,005
	5 特別土地保有税	31
	6 都市計画税	1,270,541
2 地方譲与税		249,243
	1 自動車重量譲与税	181,407
	2 地方揮発油譲与税	67,836
3 利子割交付金		25,824
	1 利子割交付金	25,824
4 配当割交付金		272,860
	1 配当割交付金	272,860
5 株式等譲渡所得割交付金		172,213
	1 株式等譲渡所得割交付金	172,213
6 地方消費税交付金		1,648,015

[単位 千円]

款	項	金 額
	1 地方消費税交付金	1, 6 4 8, 0 1 5
7 ゴルフ場利用税交付金		6, 4 3 3
	1 ゴルフ場利用税交付金	6, 4 3 3
8 自動車取得税交付金		5 6, 3 0 7
	1 自動車取得税交付金	5 6, 3 0 7
9 地方特例交付金		8 8, 3 5 5
	1 地方特例交付金	8 8, 3 5 5
10 地方交付税		3, 6 3 4, 0 0 0
	1 地方交付税	3, 6 3 4, 0 0 0
11 交通安全対策特別交付金		1 4, 6 7 5
	1 交通安全対策特別交付金	1 4, 6 7 5
12 分担金及び負担金		5 4 3, 4 7 8
	1 負担金	5 4 3, 4 7 8
13 使用料及び手数料		8 3 7, 4 4 4
	1 使用料	4 9 4, 0 8 1
	2 手数料	3 4 3, 3 6 3
14 国庫支出金		5, 1 2 1, 8 9 5
	1 国庫負担金	4, 2 4 3, 4 7 6
	2 国庫補助金	8 4 9, 8 6 1

[単位 千円]

款	項	金 額
	3 委託金	28,558
15 県支出金		2,297,283
	1 県負担金	1,585,801
	2 県補助金	490,292
	3 委託金	221,190
16 財産収入		117,464
	1 財産運用収入	56,728
	2 財産売却収入	60,736
17 寄附金		102,650
	1 寄附金	102,650
18 繰入金		1,143,766
	1 特別会計繰入金	30,978
	2 基金繰入金	1,112,788
19 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
20 諸収入		946,171
	1 延滞金加算金及び過料	10,050
	2 市預金利子	2,083
	3 貸付金元利収入	2,671

[単位 千円]

款	項	金 額
	4 雑入	9 3 1, 3 6 7
21 市債		3, 9 6 1, 9 0 0
	1 市債	3, 9 6 1, 9 0 0
歳 入 合 計		3 8, 5 6 6, 0 0 0

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 議会費		3 7 7 , 6 5 5
	1 議会費	3 7 7 , 6 5 5
2 総務費		4 , 9 0 8 , 8 7 8
	1 総務管理費	3 , 8 9 8 , 6 6 8
	2 徴税費	6 2 6 , 6 2 7
	3 戸籍住民基本台帳費	2 7 1 , 2 7 1
	4 選挙費	7 0 , 1 6 2
	5 統計調査費	3 , 5 5 8
	6 監査委員費	3 8 , 5 9 2
3 民生費		1 4 , 4 7 6 , 9 6 3
	1 社会福祉費	5 , 6 6 8 , 6 8 9
	2 児童福祉費	6 , 3 0 6 , 2 5 8
	3 生活保護費	1 , 6 0 4 , 2 4 5
	4 災害救助費	5 3 7
	5 国民健康保険費	8 9 7 , 2 3 4
4 衛生費		3 , 9 1 2 , 5 3 9
	1 保健衛生費	1 , 7 4 4 , 3 3 5
	2 清掃費	2 , 1 6 8 , 2 0 4

[単位 千円]

款	項	金 額
5 産業経済費		4 4 9 , 8 3 8
	1 農業費	1 9 3 , 3 4 0
	2 商工費	2 5 6 , 4 9 8
6 土木費		3 , 4 7 0 , 1 3 3
	1 土木管理費	2 4 8 , 6 1 0
	2 道路橋梁及び河川費	1 , 0 8 6 , 8 5 4
	3 都市計画費	1 , 0 8 6 , 7 0 2
	4 住宅費	1 1 5 , 3 4 3
	5 下水道費	9 3 2 , 6 2 4
7 消防費		1 , 6 3 4 , 1 7 1
	1 消防費	1 , 6 3 4 , 1 7 1
8 教育費		6 , 4 3 9 , 4 0 3
	1 教育総務費	2 , 2 0 7 , 4 9 9
	2 小学校費	7 1 4 , 2 4 3
	3 中学校費	3 9 6 , 8 7 0
	4 幼稚園費	8 0 5 , 8 6 2
	5 社会教育費	1 , 1 0 5 , 6 2 3
	6 保健体育費	1 , 2 0 9 , 3 0 6
9 災害復旧費		1 0 , 1 5 0

[単位 千円]

款	項	金 額
	1 土木災害復旧費	3, 6 5 0
	2 農林業施設災害復旧費	6, 5 0 0
10 公債費		2, 8 3 6, 2 7 0
	1 公債費	2, 8 3 6, 2 7 0
11 予備費		5 0, 0 0 0
	1 予備費	5 0, 0 0 0
歳 出 合 計		3 8, 5 6 6, 0 0 0

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市内中小企業者に対する奈良県信用保証協会との契約による特別小口融資損失補償	市内中小企業者が、奈良県信用保証協会の行う融資保証に係る保証債務の返済を完了するまで	市内中小企業者の、奈良県信用保証協会が行う融資保証に係る保証債務のうち、未返済元利総額の20%相当額
生駒市の委託を受けて生駒市土地開発公社が行う公共用地先行取得事業 (平成28年度分)	平成28年度から2年以内	事項欄記載事項の用地等の事業資金22,530千円及びこれに対する利子相当額
速記及び会議録作成業務	平成29年度から 平成31年度まで	19,472千円
広報紙・議会報印刷等業務	平成29年度	8,432千円
固定資産台帳整備及び 財務書類作成支援業務	平成29年度	4,576千円
固定資産税納税通知書封入業務	平成28年度から 平成29年度まで	792千円
路線価算定業務	平成29年度	8,039千円
地籍調査測量委託業務	平成28年度から 平成29年度まで	5,032千円
関西文化学術研究都市 高山地区第2工区測量登記業務	平成29年度から 平成30年度まで	185,900千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 設 備 整 備 事 業	千円 390,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合に はその債権者と協定するものと する。ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。
庁舎耐震化事業	220,500	〃	〃	〃
自 転 車 利 用 ネットワーク整備事業	1,900	〃	〃	〃
道路橋梁及び 河川整備事業	160,100	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	178,000	〃	〃	〃
生 駒 北 小 中 一貫校整備事業	1,494,100	〃	〃	〃
生駒こども園 整 備 事 業	20,500	〃	〃	〃
生駒北スポーツ センター整備事業	5,900	〃	〃	〃
臨時財政対策	1,490,000	〃	〃	〃
計	3,961,900			

公共施設整備基金特別会計

議案第 5 号

平成 28 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

平成 28 年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 3 , 3 1 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 財産収入		4, 5 2 2
	1 財産運用収入	4, 5 2 2
2 寄附金		1 3 8, 7 9 6
	1 寄附金	1 3 8, 7 9 6
歳 入 合 計		1 4 3, 3 1 8

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 公共施設整備基金費		1 4 3, 3 1 8
	1 公共施設整備基金費	1 4 3, 3 1 8
歳 出 合 計		1 4 3, 3 1 8

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 6 号

平成 28 年度生駒市介護保険特別会計予算

平成 28 年度生駒市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 9 7 5, 8 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 保険料		1, 9 7 0, 5 9 7
	1 介護保険料	1, 9 7 0, 5 9 7
2 使用料及び手数料		7 7
	1 手数料	7 7
3 国庫支出金		1, 4 9 0, 7 1 6
	1 国庫負担金	1, 3 0 3, 2 7 6
	2 国庫補助金	1 8 7, 4 4 0
4 支払基金交付金		2, 1 1 7, 8 7 1
	1 支払基金交付金	2, 1 1 7, 8 7 1
5 県支出金		1, 1 2 3, 1 8 0
	1 県負担金	1, 0 5 4, 6 4 4
	2 県補助金	6 8, 5 3 6
6 財産収入		2, 1 0 2
	1 財産運用収入	2, 1 0 2
7 繰入金		1, 2 7 0, 1 7 2
	1 一般会計繰入金	1, 2 3 2, 3 1 9
	2 基金繰入金	3 7, 8 5 3

[単位 千円]

款	項	金 額
8 繰越金		1 0
	1 繰越金	1 0
9 諸収入		1 , 0 7 9
	1 延滞金及び加算金	9 2
	2 雑入	9 8 7
歳 入 合 計		7 , 9 7 5 , 8 0 4

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		2 4 2 , 9 2 6
	1 総務管理費	1 8 6 , 8 6 8
	2 徴収費	2 , 9 8 0
	3 介護認定審査会費	5 2 , 3 3 2
	4 趣旨普及費	7 4 6
2 保険給付費		7 , 2 5 5 , 1 3 5
	1 介護サービス等諸費	6 , 8 2 5 , 3 1 6
	2 高額介護サービス費	1 7 2 , 6 2 8
	3 介護保険諸費	9 , 5 8 1
	4 特定入所者介護サービス等費	2 4 7 , 6 1 0
3 地域支援事業費		4 6 2 , 2 7 0
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	3 0 8 , 6 8 8
	2 包括的支援等事業費	1 5 3 , 5 8 2
4 基金積立金		2 , 1 0 2
	1 基金積立金	2 , 1 0 2
5 諸支出金		3 , 3 7 1
	1 償還金及び還付加算金	3 , 3 7 1
6 予備費		1 0 , 0 0 0

[単位 千円]

款	項	金 額
	1 予備費	1 0 , 0 0 0
歳 出	合 計	7 , 9 7 5 , 8 0 4

国民健康保険特別会計

議案第 7 号

平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計予算

平成 28 年度生駒市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,872,545 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2, 6 6 5, 0 2 4
	1 国民健康保険税	2, 6 6 5, 0 2 4
2 使用料及び手数料		4 9 9
	1 手数料	4 9 9
3 国庫支出金		2, 0 3 6, 2 2 7
	1 国庫負担金	1, 8 0 6, 3 3 9
	2 国庫補助金	2 2 9, 8 8 8
4 療養給付費交付金		3 0 9, 4 5 8
	1 療養給付費交付金	3 0 9, 4 5 8
5 前期高齢者交付金		3, 6 2 7, 8 1 6
	1 前期高齢者交付金	3, 6 2 7, 8 1 6
6 県支出金		5 7 8, 0 8 7
	1 県負担金	6 7, 6 7 4
	2 県補助金	5 1 0, 4 1 3
7 共同事業交付金		2, 6 3 6, 2 0 0
	1 共同事業交付金	2, 6 3 6, 2 0 0
8 財産収入		3, 9 7 7

[単位 千円]

款	項	金 額
	1 財産運用収入	3, 9 7 7
9 繰入金		9 9 7, 2 3 4
	1 一般会計繰入金	8 9 7, 2 3 4
	2 基金繰入金	1 0 0, 0 0 0
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		1 8, 0 2 2
	1 延滞金及び過料	3, 0 6 0
	2 預金利子	1 0
	3 雑入	1 3, 8 5 2
	4 療養費等指定公費返還金	1, 1 0 0
歳 入 合 計		1 2, 8 7 2, 5 4 5

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		1 6 3 , 5 6 9
	1 総務管理費	1 4 8 , 4 0 4
	2 徴税費	1 3 , 2 8 5
	3 運営協議会費	3 6 7
	4 趣旨普及費	1 , 5 1 3
2 保険給付費		8 , 0 5 6 , 6 9 5
	1 療養諸費	7 , 1 4 5 , 9 6 7
	2 高額療養費	8 6 3 , 6 0 7
	3 移送費	3 0 0
	4 出産育児諸費	4 2 , 0 2 1
	5 葬祭諸費	4 , 8 0 0
3 後期高齢者支援金等		1 , 3 8 2 , 9 7 9
	1 後期高齢者支援金等	1 , 3 8 2 , 9 7 9
4 前期高齢者納付金等		7 3 9
	1 前期高齢者納付金等	7 3 9
5 老人保健拠出金		4 9
	1 老人保健拠出金	4 9
6 介護納付金		4 9 6 , 8 0 8

[単位 千円]

款	項	金 額
	1 介護納付金	4 9 6 , 8 0 8
7 共同事業拠出金		2 , 6 1 8 , 4 9 4
	1 共同事業拠出金	2 , 6 1 8 , 4 9 4
8 保健事業費		1 0 7 , 9 3 5
	1 特定健康診査等事業費	9 0 , 3 5 1
	2 保健事業費	1 7 , 5 8 4
9 基金積立金		3 , 9 7 7
	1 基金積立金	3 , 9 7 7
10 公債費		1 0 0
	1 公債費	1 0 0
11 諸支出金		1 1 , 2 0 0
	1 償還金及び還付加算金	1 0 , 1 0 0
	2 療養費等指定公費立替金	1 , 1 0 0
12 予備費		3 0 , 0 0 0
	1 予備費	3 0 , 0 0 0
歳 出	合 計	1 2 , 8 7 2 , 5 4 5

後期高齢者医療特別会計

議案第 8 号

平成 28 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 2 0, 7 8 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 3 3 9, 8 0 3
	1 後期高齢者医療保険料	1, 3 3 9, 8 0 3
2 使用料及び手数料		1 4
	1 手数料	1 4
3 国庫支出金		1, 9 1 8
	1 国庫補助金	1, 9 1 8
4 繰入金		2 7 3, 0 0 6
	1 一般会計繰入金	2 7 3, 0 0 6
5 繰越金		3, 0 0 0
	1 繰越金	3, 0 0 0
6 諸収入		3, 0 4 1
	1 延滞金加算金及び過料	1 1
	2 償還金及び還付加算金	3, 0 1 0
	3 雑入	2 0
歳 入 合 計		1, 6 2 0, 7 8 2

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		3 9 , 0 3 1
	1 総務管理費	3 9 , 0 3 1
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1 , 5 7 3 , 7 4 1
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	1 , 5 7 3 , 7 4 1
3 諸支出金		3 , 0 1 0
	1 償還金及び還付加算金	3 , 0 1 0
4 予備費		5 , 0 0 0
	1 予備費	5 , 0 0 0
歳 出 合 計		1 , 6 2 0 , 7 8 2

下 水 道 事 業 特 別 会 計

議案第 9 号

平成 28 年度生駒市下水道事業特別会計予算

平成 28 年度生駒市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 0 3 6, 0 8 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3 2 , 4 4 5
	1 負担金	3 2 , 4 4 5
2 使用料及び手数料		8 9 2 , 0 5 5
	1 使用料	8 9 1 , 7 0 8
	2 手数料	3 4 7
3 国庫支出金		3 3 5 , 0 0 0
	1 国庫補助金	3 3 5 , 0 0 0
4 繰入金		9 3 2 , 6 2 4
	1 一般会計繰入金	9 3 2 , 6 2 4
5 諸収入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	1
6 市債		8 4 3 , 9 5 5
	1 市債	8 4 3 , 9 5 5
歳 入 合 計		3 , 0 3 6 , 0 8 1

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 下水道費		2, 0 5 4, 5 2 9
	1 下水道費	2, 0 5 4, 5 2 9
2 公債費		9 7 7, 5 5 2
	1 公債費	9 7 7, 5 5 2
3 予備費		4, 0 0 0
	1 予備費	4, 0 0 0
歳 出 合 計		3, 0 3 6, 0 8 1

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 661,500	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	56,700	〃	〃	〃
公営企業会計適用	3,600	〃	〃	〃
公共下水道事業 (借換債)	122,155	〃	〃	〃
計	843,955			

自動車駐車場事業特別会計

議案第 10 号

平成 28 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算

平成 28 年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 80,158 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		8 0 , 1 5 8
	1 使用料	8 0 , 1 5 8
歳 入 合 計		8 0 , 1 5 8

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 事業費		7 0 , 7 1 3
	1 事業費	7 0 , 7 1 3
2 公債費		9 , 4 4 5
	1 公債費	9 , 4 4 5
歳 出 合 計		8 0 , 1 5 8

